

**当事者間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例**

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷  
【裁判年月日】 令和6年7月11日  
【事件番号】 令和4年（受）第2281号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 原判決一部破棄  
【参照法令】 憲法32条、民法3条の2・90条  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25573641

日本大学教授 小田 司

**事実の概要**

本件は、宗教法人であるY（被原告人）の信者であった亡AがYに献金をしたことについて、亡Aを相続したX（原告人：亡Aは原審係属中に死亡し、亡Aの長女であるXが亡Aの訴訟上の地位を承継した。）が、亡AがYにした献金はYを含むYの信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張して、Yらに対して、不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。

亡Aは、Yに対し、平成17年から平成21年までの間、十数回にわたり合計1億0058万円を献金した。これに加えて、亡Aは、平成20年から平成22年までの間、自己の所有する土地を3回にわたり合計約7268万円で売却し、その売得金のうち合計480万円をYに献金した。この各献金は、Yの信者らによる献金の勧誘（以下「本件勧誘行為」という。）を受けて行われたものであった。

亡Aは、平成27年11月、公証人の面前において、Yの信者がその文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面（以下「本件念書」という。）に公証人の認証を受けた。本件念書には、亡Aがそれまでにした献金につき、Yに対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する旨の記載があった。

その後、亡AがYに対して本件念書を提出したことにより、亡AとYとの間に本件念書による合意（以下「本件不起訴合意」という。）が成立したが、平成29年3月、亡Aは本件不起訴合意に反し、

本件訴えを提起した。

原々審（LEX/DB25600043）は、「本件念書には、亡AのYに対する献金について、Yに対し、……不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求等の裁判上の請求を行わない旨の亡Aの意思表示（以下「本件意思表示」という。）が記載されており、「……亡Aが、公証人の面前において本件念書に署名及び押印し、私署証書の認証を得たことが認められるから、特段の事情がない限り、作成者である亡Aの意思に基づき本件意思表示がなされたものと認められる」が、「本件念書の作成経緯及び内容に照らして、本件念書により亡Aが本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情があるとは認めることはできない」し、また、「本件不起訴合意を含む本件念書の内容、本件念書の作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反するというべき事情は見当たらない」から、「亡AとYとの間には、本件不起訴合意が有効に成立している」として、亡AのYに対する訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法であるとして却下し、亡Aらのその余の請求を棄却した。

原審も、原々審と同様に「本件念書の内容や作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえない」として、亡AのYに対する損害賠償請求に係る訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法であるとして却下し、その余の請求を棄却した。

**判決の要旨**

本判決は、「特定の権利又は法律関係について

裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意（以下「不起訴合意」という。）は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法 32 条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである」とし、「不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となること、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである」としたうえで、「亡Aは、本件不起訴合意を締結した当時、86 歳という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された」こと、そして、亡AはYの心理的な影響下にあったことから、「Yからの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあった」こと、また、「Yの信者らは、……本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手續にも同行し、……本件不起訴合意は、終始、Yの信者らの主導の下に締結されたものである」こと、さらに、「本件不起訴合意の内容は、亡Aがした1億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、上記献金の額に照らせば、亡Aが被る不利益の程度は大きい」ことなどを考慮して、「本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるもの」であるとの理由により、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効であるとした。

## 判例の解説

### 一 問題の所在

不起訴の合意とは、特定の権利又は法律関係について、一時的又は永続的に裁判所へ訴えを提起しないことを約する私人間の合意をいう<sup>1)</sup>。かつては、国家に対する公権である訴権は放棄することができず、もしそれを許容すれば、経済的社会的弱者が常に訴権の放棄を強要されるおそれがあ

り、それは公序良俗に反するとの理由から、不起訴の合意を不適法とする見解が有力に主張されていた<sup>2)</sup>。しかし、現在では、起訴の可能性は、国民の人格的機能として自ら放棄できないが、具体的な法的紛争に関してその解決を求める権利としての訴権の放棄は訴訟制度の目的に反しないし、公の秩序に反するものでもなく、また、実体法上の権利の放棄は可能であるから、その訴訟上の行使を保障する訴権の放棄を許しても権利の本質に反しないとして、一般的に不起訴の合意は適法であると解されている<sup>3)</sup>。

不起訴合意の法的性質については、私法契約説と訴訟契約説が対立している。私法契約説<sup>4)</sup>は、不起訴の合意は、訴えを提起しないという不作為義務を生じさせる私法上の契約であるとし、合意の直接的効果として訴えを不適法とするものではないが、合意に反して提起された訴えに対して、被告が合意の存在を主張・立証すれば、その訴えは権利保護の利益を欠き、不適法なものとして却下されるとする見解である。これに対して、訴訟契約説<sup>5)</sup>は、不起訴の合意は、特定の権利又は紛争に関する国家の裁判権を排除する契約であるとし、合意に直接訴訟法上の効果を認め、合意に反して提起された訴えに対して、被告が合意の存在を主張すれば、その訴えは不適法として却下されるとする見解である。私法契約説が現在の多数説であり、下級審の裁判例<sup>6)</sup>の多くも、この立場に立っている。

原々審、原審及び最高裁は、不起訴の合意を原則として適法であると解している。また、不起訴合意の法的性質について、原々審及び原審は、私法契約説の立場に立ち、不起訴の合意に反して提起された訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法として却下されるべきであるとしている。この点について、本判決は明確な立場を示していないが、私法契約説の立場に立つものと思われる。

本件では、本件不起訴合意の有効性について、原々審及び原審と最高裁で判断が分かれており、本稿においては、この点に重点を置き検討することにしたい。

### 二 不起訴の合意に関する裁判例

本件と同様に、不起訴合意の有効性が争われた裁判例として、東京高判令5・11・15 (LEX/DB25573370) がある。

この裁判は、X（控訴人）とY（被控訴人）が不起訴の合意をしていたにもかかわらず、XがYの信者から違法な勧誘を受け、献金等をさせられたとして、Yに対して不法行為に基づく損害賠償等を求めた事案である。原審は、XとYを含む関係当事者との間で、「将来にわたり献金等返還請求・損害賠償請求など裁判上・裁判外を問わずいかなる請求も行わない」旨の合意（本件不起訴合意）がなされており、同合意が公序良俗違反又は錯誤を理由に無効であるとは認められないから、本件訴えは本件不起訴合意により訴えの利益を欠く不適法なものであるとして、Xの訴えを却下する旨の判決をした。

これに対し、東京高裁は、「本件合意書は、本件借入金についての権利義務に関する清算を主たる目的とするものであるところ、当該権利義務とは関係のないXのYに対する献金等の返還請求や損害賠償請求について、何らの紛争が顕在化していない状況にあるのに、法律的な知識も十分ではないYの信者であるXとの間で、Yにおいて一方的に将来の裁判上、裁判外を問わずいかなる請求も行わない旨の不起訴合意をさせたというもので、紛争を解決した上で、解決した紛争につきその後更に紛争が生じることを防止するという本来の不起訴合意の目的を逸脱するもの」であり、また、「本件不起訴合意を含む本件合意書においてXのYに対する献金等返還請求や損害賠償請求について何らかの解決が図られているわけではないのであるから、本件合意書で解決していないことについて、およそ裁判上・裁判外を問わずいかなる請求もすることはできないとする本件不起訴合意は、一方的にXの裁判による権利救済を否定するという効果を生じさせるものとして、合理性を欠くもの」であり、さらに、本件不起訴合意は、「Xらに一方的に不利な内容というべきであり、明らかに均衡を欠くものである」から、本件不起訴合意は、合理性、相当性を欠き、Xらに著しく不利益な内容といえるから、公序良俗に違反し、無効である（民法90条）と判示した。

東京高裁判決は、本最高裁判決前に下されたものであるが、本件と類似する事案において、不起訴合意の趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利、とりわけ当事者が被る不利益の程度について慎重に検討し、不起訴合意の有効性について判断しており、本最高裁判決が示した基準に従うも

のであるといえる。

### 三 本判決の検討

原々審は、本件念書には、亡AのYに対する献金について、Yに対し不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求等の裁判上の請求を行わない旨の亡Aの意思表示が記載されており、亡Aが、公証人の面前において本件念書に署名及び押印し、私署証書の認証を得ていることから、特段の事情がない限り、亡Aの意思に基づき本件意思表示がなされたものと認められるとしたうえで、亡Aが本件念書により本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情があるか否かについて検討している。原々審は、亡Aが自ら希望して本件念書を作成し、本件公証手続の当日に、Yに対して行った献金について返金を求める意思がないことを自分の言葉で述べており、その際のやり取りや亡Aの様子に不審な点が見受けられなかったことから、本件念書は、亡Aの正常な判断能力に基づいて作成されたものであると判断し、本件念書により亡Aが本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情があるとはいえないとして、亡AとYとの間には、亡AがYに対して行った献金に関し、不法行為に基づく損害賠償請求等の訴えを提起しない旨の合意が成立したものと認定している。そして、原々審は、本件不起訴合意を含む本件念書の内容及び作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反する事情は見当たらないとし、亡AとYとの間には、本件不起訴合意が有効に成立しているから、亡AのYに対する不法行為に基づく損害賠償等の訴えは、権利保護の利益を欠くと結論づけている。

原審も、亡AとYとの間に本件念書による不起訴の合意が有効に成立したものと認定したうえで、本件念書の内容や作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反し無効であるとはいえないとして、本件不起訴合意に反して提起されたYに対する訴えは、権利保護の利益を欠き、不適法であると結論づけている。

本判決は、亡AとYとの間で作成された本件念書による不起訴の合意が公序良俗に反するか否かについて慎重に検討し、亡Aが本件不起訴合意を締結した当時、86歳という高齢であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症であると診断されたこと、亡AはYの心理的な影響下にあり、

利害得失を踏まえてYの提案の当否を冷静に判断できずにYに対して1億円を超える多額の献金を行っていたこと、本件不起訴合意は、Yの信者らの主導の下に締結されたものであること、さらに、本件不起訴合意の内容は、1億円を超える多額の献金について、無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであることなどを考慮して、本件不起訴合意は公序良俗に反し無効であると判断している。

本件では、本件不起訴合意の有効性について、原々審及び原審と最高裁で判断が分かれているが、最高裁は、不起訴合意の有効性について判断する際に、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮しなければならないとし、本件においては、亡Aの判断能力、亡AとYとの関係性、本件不起訴合意の内容、とりわけ亡Aが被る不利益の程度を考慮して、本件不起訴合意は公序良俗に反し無効であると結論づけている。

なお、不起訴の合意には、意思の瑕疵に関する民法の規定の適用が認められているから<sup>7)</sup>、不起訴の合意が有効であるためには、不起訴合意締結の時点で当事者が意思能力を有していなければならないが、意思能力を欠く状態でなされた不起訴の合意は無効である(民法3条の2)。亡Aは、本件不起訴合意を締結した当時、86歳という高齢であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症であると診断されており、不起訴合意締結の際に著しく判断能力が低下していたと考えられることから、本件においては、そもそも本件不起訴の合意が意思能力の欠缺により無効であったか否かについても検討すべきであったと思われる。

#### 四 本判決の評価

不起訴の合意は、裁判を受ける権利(憲法32条)を制約するものであるから、その有効性については慎重に判断されなければならない。本判決は、不起訴合意の有効性の判断(公序良俗に反するか否かの判断)において考慮すべき要素として、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、

趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度等を示し、具体的な考慮要素を明らかにした点に重要な意義がある。本判決が示した考慮要素は、本件のみならず、他の事案においても妥当するものであり、今後の裁判に大きな影響を与えるものと思われる。今後の裁判では、特に不起訴合意が一方当事者のみに大きな不利益を与えるものである場合には、公序良俗に反して無効と判断されることになるであろう。

#### ●—注

- 1) 兼子一「訴訟に関する合意について」『民事法研究(第1巻)』(酒井書店、1971年)273頁。
- 2) 細野長良『民事訴訟法要義(第3巻)』(巖松堂、1931年)140頁、中島弘道『日本民事訴訟法(第1編)』(松華堂、1934年)523頁以下等。東京地判昭40・5・7判時422号39頁は、不起訴の合意は裁判を受ける権利を侵害し無効であるとしている。
- 3) 兼子・前掲注1)274頁、秋山幹夫ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ(第2版)』(日本評論社、2018年)12頁、齋藤秀夫ほか編『注解民事訴訟法(6)(第2版)』(第一法規、1993年)109頁[齋藤秀夫=加茂紀久男]、新堂幸司『新民事訴訟法[第6版]』(弘文堂、2019年)260頁、高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法(第3巻)』(有斐閣、2022年)78頁[越山和広]等。
- 4) 兼子・前掲注1)274頁、秋山ほか・前掲注3)12頁、齋藤ほか編・前掲注3)109頁[齋藤=加茂]、新堂・前掲注3)260頁等。
- 5) 兼子一ほか『注解民事訴訟法[第2版]』(弘文堂、2011年)736頁[竹下守夫]、同「不起訴の合意と訴取下契約」三ヶ月章=青山善充編『民事訴訟法の争点[初版]』(有斐閣、1979年)157頁、青山善充「訴訟法における契約」芦部信喜ほか編『岩波講座基本法学(第4巻)一契約』(岩波書店、1983年)259頁以下等。
- 6) 名古屋高判昭33・2・27高民集11巻5号339頁、広島高判昭41・10・4判タ196号119頁、仙台高判平5・7・29判時1514号90頁、和歌山地新宮支判昭25・6・5下民集1巻6号862頁、東京地判昭30・6・14下民集6巻6号1115頁、水戸地判昭48・11・30判時736号69頁、名古屋地判昭58・7・25下民集34巻1=4号355頁、東京地判平20・1・15判タ1281号222頁、東京地判平29・11・21判タ1458号229頁等。
- 7) 兼子・前掲注1)269頁、青山・前掲注5)264頁、上田徹一郎「訴訟契約」小山昇ほか編『演習民事訴訟法』(青林書院、1987年)343頁、竹下・前掲注5)「不起訴の合意と訴取下契約」157頁。